

於保伎美乃美己等可之古美宇都久之氣麻古我氏波奈禮之末豆多比由久

右一首助丁秩父郡大伴部少歲

葛飾郡

〔郡名考〕武藏 葛飾カツシカ

〔武藏濱路〕葛飾郡ハ、本所、葛西、二郷半、幸手、杉戸、栗橋邊迄、凡十一万石餘の郡にして、延喜式、源順倭名抄等、武藏二十一郡にて、此郡あらず、下總國に在し也、然れども、東鑑、太平記等を考るに、武藏國住人、葛西氏の名出たり、若此比は、武藏に屬せし事ありや、又伊勢物語にも、むさし下總の間に、ある、隅田川とあり、但し、是は、隅田川の説區なれば、と、ね川の事をい、しもの歟、且、歌書名所に、よれば、隅田川はいづれも、下總に、いれたり、武藏二十二郡と、改まりしは、近代の事にて、元祿中といふ、利根の流れを境とし、故、葛西といへるは、利根川の西、葛飾といへる事也、下總國の葛飾郡は、利根川の葛東也、

〔新編武藏風土記稿二十葛飾郡〕總説

葛飾郡ハ、國ノ東界ニアリ、和名抄ニ據ニ、此郡元來下總國ノ管内ニテ、當國二十一郡ノ外ナリ、中略、按ニ、古ハ下總國トノ間ニ入江アリテ、埼玉郡ノ地先マデニ、插入タリ、奈良御門ノ御時、埼玉ノ入江ナド、歌ニモ、讀シ事、萬葉集、東國歌ニ見タリ、サレバ、今ノ郡中ハ、大抵當時ノ江ノ中大リ、潮水退テ、後土地ノ闊ゲシハ、延喜以來、永和ノ頃ニ至マデ、五百年ホドノ間ニ、次第ニ出來シナルベシ、按ニ、和名抄、下總國葛飾郡、名六郷ト、驛家餘戸アリ、今土地ヲ、檢スルニ、大抵其地ト覺シキ所、下總國葛飾相馬ノ二郡ニ遺テ、只八島、豐島ノ二郷ハ、其地ト覺シキ所ナシ、想フニ、此二郷皆島ノ字ヲ用ヒタレバ、真間ノ入江中ニアリシ島ナドニヤアリケン、サレバ、其地今ハ、葛西ノ中ニ屬シテ、ソノ島嶼ヲ廻リニ寄洲ノ出來シモノ、年ヲ經テ、今ノ如ク廣大トハナリシナリ、モト下總國葛西郡ヨリ、關シ新田ナレバ、直ニ彼郡ニハ屬セシナルベシ、葛飾、和名抄ニハ、加止志加ト訓ズレド、